

住宅等リフォーム木材利用促進事業について【概要】

1 目的

建築資材の高騰等により低迷する木材需要を喚起するため、県産木材を利用した住宅及び事業用建築物のリフォームを対象に支援。

2 事業内容

リフォームを対象に構造材や内装材の県産木材の利用量等に応じて補助

①実施主体（補助金受領者）

- ・やまぐち木の家づくり等推進工務店
- ・やまぐち建築物木造推進協定締結者
- ・実績報告書の提出までに上記のいずれかである者

②補助上限額

住宅：25万円/件、事業用建築物：100万円/件

※補助下限額：5万円/件

③補助単価

構造材：3万円/m³、内装材：1万円/m²

④予算規模

住宅 200件、事業用建築物6件

3 補助金の交付対象

以下の要件を全て満たすものとする。

- ①山口県内に既存する住宅及び事業用建築物で、リフォーム等を行う物件であること。
- ②構造材若しくは内装に県産木材を使用すること。
- ③構造材のうち短辺90mm以上の木材は、優良県産木材及びJAS認証木材であること。
- ④令和9年3月10日までに工事が完了するものであること。

4 補助金の計算方法

以下の①と②の合計による

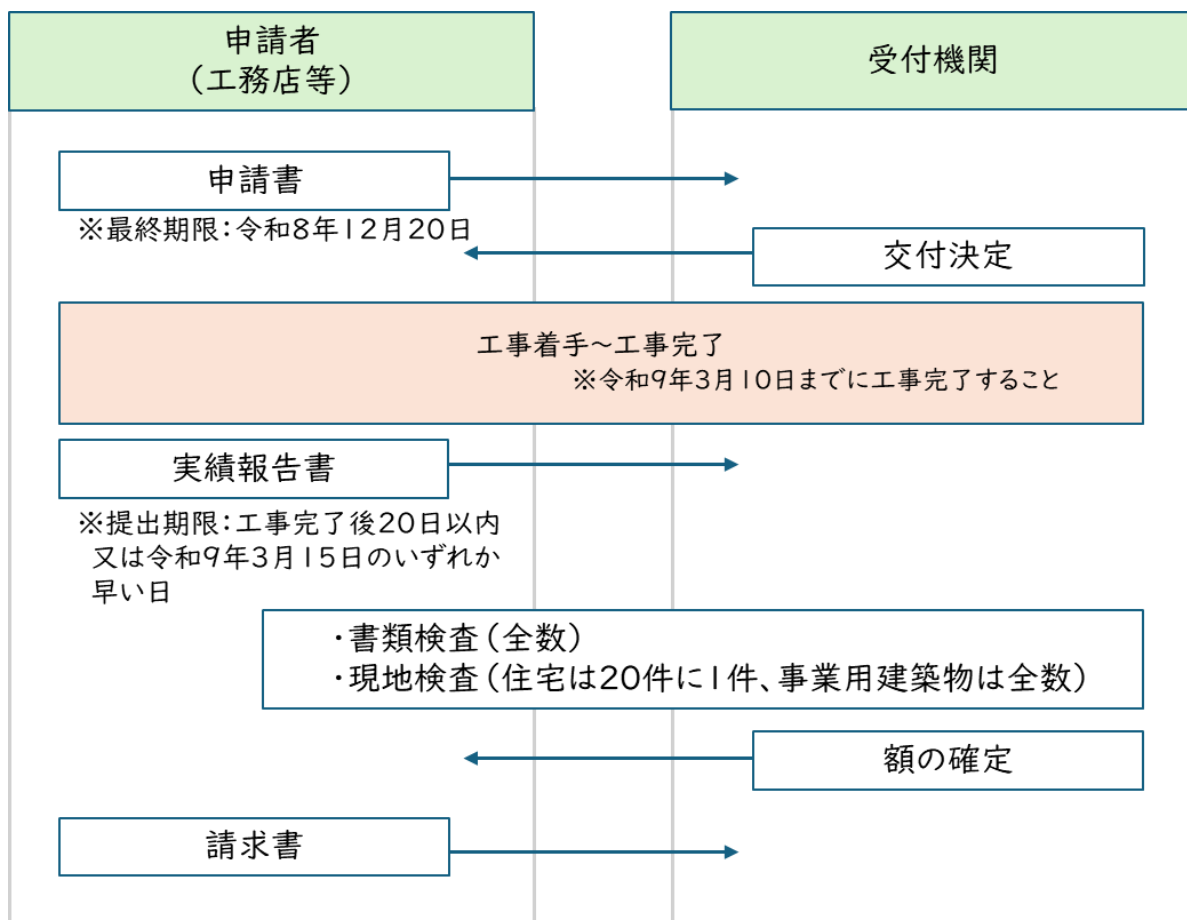
①構造材

県産木材(短辺90mm以上の木材は優良県産木材若しくはJAS認証木材であること)の使用量(立方メートル単位で、小数点第4位以下切り捨て)に30,000円を乗じて得た額

②内装材

県産木材の使用面積(平方メートル単位で、小数点第2位以下切り捨て)に10,000円を乗じて得た額

5 申請から交付までの流れ



6 その他留意事項

- ① 内装材については、床、壁、天井のみが対象となります。
部材の厚さは、床材は 15 mm以上、壁及び天井材は 9 mm以上とします。
- ② 申請に当たっては、必ず、施主に本事業の説明を行い、補助金申請の了解を取ってください。
- ③ 本事業は全額国費（地方創生臨時交付金）で実施します。そのため、国庫補助事業等との併用はできません。
ただし、本事業で補助を行う構造材、床、壁、天井に国庫補助事業等が入っていなければ、問題ありません。
(例えば、山口市の「安心快適住まいの助成事業」は、同じく地方創生臨時交付金で実施されますので、併用はできません。)
- ④ 本事業は、令和8年度限りの事業です。